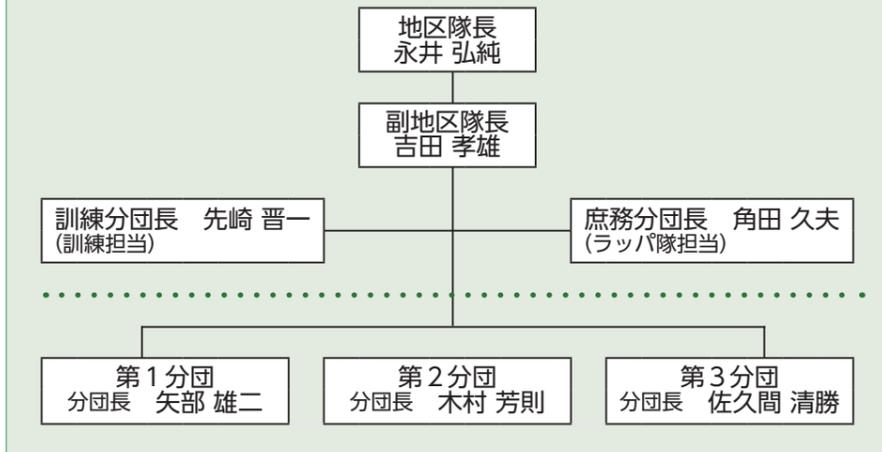


滝根地区隊消防団組織図



写真の前後列、右から
佐久間清勝、木村芳則、矢部雄二
写真の前列、右から
角田久夫、先崎晋一、永井弘純、吉田孝雄

滝根地区隊管内は住民の皆様の防災意識が高く、おかげさまで災害が少なく住みやすい地域です。

滝根地区隊は、地区隊本部と3つの分団で構成されています。第1分団は矢部雄二分団長を中心に菅谷地区の安全を守っています。今年の春季検閲では無火災分団表彰を受けました。

第2分団は木村芳則分団長を中心に神保地区の防災を担当しています。今年の春季検閲では無火災分団表彰を受けました。

第3分団は佐久間清勝分団長を中心に広瀬地区の安全を守っています。第3分団は今年、ポンプ操法の滝根地区代表で、早朝から田村消防署滝根分署の皆様や訓練部の指導を受けながら、優勝を目指して頑張っています。



▲第3分団の操法の練習風景

- ### 《4つの対策》
- 逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する
 - 寝具や衣類からの火災を防ぐために、防災製品を使用する
 - 火災を小さいうちに消すために、住宅用消火器などを設置する
 - お年寄りや身体の不自由な人を守るために、隣近所の協力体制をつくる



消防団だより

消防団の組織や活動内容などを紹介する「消防団だより」の第2回目は、滝根地区隊をお知らせします。

滝根地区隊は、地区隊長を筆頭に副地区隊長、訓練分団長、庶務分団長、菅谷・神保・広瀬地区を統括する分団長3人の計7人の幹部と副分団長3人、部長6人、班長12人、団員162人の合計190人で、ポンプ車1台、積載車10台を所有しています。日ごろの活動は、地元から火災を出さないよう団員一丸となってポンプ試運転や中継訓練、機械器具点検を行うなど緊急の火災出動に備えるとともに、査察や車両による無火災広報などで予防消防に取り組んでいます。

滝根地区隊 頑張っています

田村市消防団 滝根地区隊 隊長 永井 弘純

《3つの習慣》

- 寝たばは絶対やめる
- 火を使う場合は、燃えやすいものから離れた位置で使用する
- ガスこんろなどのそばを離れるときは、必ず火を消す

《4つの対策》

住宅防火のポイントを

火災に注意しましょう!

健康診査・がん検診

- 子宮頸がん・乳がんの施設検診 ※実施期間は11月30日まで
- 施設検診は、がん検診受診希望調査による申込者へ個別に通知しました。
 - 対象者 子宮頸がん…20歳以上で昨年度未受診の方
乳がん…40～59歳で昨年度未受診の方

子宮頸がん・乳がん検診無料クーポン券事業

- 子宮頸がん…21歳および以前クーポン対象者で未受診の方
※若い方の子宮頸がんが増えています。無料の機会をぜひ活用ください。
- 乳がん…41歳および以前クーポン対象者で未受診の方
40歳代の方…施設検診のみ(市と契約した病院に限る)
50歳代の方…施設検診または集団検診を選択できます。
60歳代の方…集団検診のみ

※無料クーポン券の有効期限は11月30日です。(該当者へ個別に郵送しました。)
※転入された方は、以前お住まいの市町村が発行したクーポン券と市のクーポン券を引き換えしますので、保健課までお越しください。

6月4日(水)～10日(火)は「歯と口の健康週間」です。

本年度の標語

「歯と口は 健康・元気の 源だ」



歯と口の健康は、全身の健康に影響します。いつまでも元気な身体で過ごすために、「毎日の丁寧な歯みがき、正しい生活習慣、定期的な歯科健診の受診」を心掛けましょう。80歳になっても20本以上の歯を保てるように、家族みんなで歯と口の健康を守りましょう。

毎年6月は「食育月間」、毎月19日は「食育の日」です。

家族や仲間と一緒に楽しい食卓は、食事のマナーや良い食習慣など、食についての知識を得ることができます。また、食卓を共にすることで、お互いの心や体の調子を知ることができます。食を通じたコミュニケーションで、毎日の食事を楽しみましょう。

いきいき健康サポーター委嘱状交付式

高齢者が生き生きと生活できるように運動や活動的な生活をサポートしていた、高齢者生活支援事業補助員が4月1日から、いきいき健康サポーターと名称を変更しました。それに伴い、いきいき健康サポーターの委嘱状交付式が4月24日、船引保健センターで行われました。式では、大和田保健福祉部長から70人に委嘱状が手渡されました。今後も地域の方々の生き生きとした生活をサポートするため、転倒骨折予防教室、いきいき田村元気塾(運動サロン支援)などで運動や交流を図り、楽しく活動していきます。



特定不妊治療費助成事業のお知らせ

子どもを希望しながらも恵まれないご夫婦の経済的負担の軽減ならびに少子化対策の推進を図るため、不妊治療費の一部を助成します。

- 対象者
- ①戸籍上の夫婦であって、夫婦または夫婦のいずれか一方が市内に住んでいる方
 - ②県が指定した医療機関で不妊治療を受けた方
 - ③市税などの滞納がない方

●対象となる治療
保険診療の適用とならない体外受精、顕微授精

●助成内容
〈助成額〉治療1回当たり上限10万円
〈助成回数〉他の市町村で受けた助成も通算回数に含みます。

- (1)26年4月1日以降に新規申請される方
- ①40歳未満の方
通算6回まで(助成期間の制限なし)
 - ②40歳以上の方
26年度内3回
27年度内2回 計5回まで
(27年度新規申請の方は3回まで)

※年齢は治療開始日時点の妻の年齢です。
※年度とは4月から翌年3月までです。
(2)これまでに助成を受けたことがある方
年度内2回まで、通算10回かつ通算5年を限度
※28年度からは、40歳未満の方は43歳になるまでに通算6回まで、40歳以上43歳未満の方は43歳になるまでに通算3回まで、43歳以上の方は助成がなくなる予定です。

●申請方法
治療を終了した年度内に保健課へ必要書類とともに申請してください。必要書類は保健課に備えています。

問・申 保健課 ☎81-2271

相談 B型肝炎訴訟 東北一斉無料電話相談

弁護士による一斉電話無料相談が開催されます。B型肝炎患者またはそのご家族の方は、ぜひお気軽にご相談、お問い合わせください。

- 対象 B型肝炎患者または家族の方
 - 開催期間 6月7日(土)～8日(日)
 - 受付時間 午前10時～午後4時
 - 電話番号 022-267-4351 または、022-267-4352
 - その他 上記日時以外は、常設電話相談をご利用ください。
フリーダイヤル 0120-76-0152 (平日午前10時～午後2時まで受付)
- 問・申 B型肝炎被害対策東北弁護団 ☎022-796-0152